

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第75号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第119号）

犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム基本設計資料作成業務委託報告書において地すべり地の隣接地を不動産であると判断した根拠に関する文書

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 9. 29 公開請求 (4) H19. 11. 21 諮問
- (2) H18. 11. 2 公開決定 (5) H22. 1. 21 答申
- (3) H18. 12. 20 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

異議申立ての対象となった請求対象文書につき、本件公文書を特定し公開決定した本件処分は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	<p>異議申立人は、実施機関が辰巳ダム湛水予定地周辺の特定の平坦部を地すべり地と判定し、それに隣接する川側に突き出した台地（以下「川側台地」という。）を不動産と判断している根拠について公開請求したものである。</p> <p>これに対し、実施機関は、これまでに実施した貯水池に係る地質調査などの各種調査や検討結果に基づき、川側台地が地すべり地に含まれないと判断しており、本件請求文書の特定にあたっては、川側台地の連続露頭の写真を、不動産であることを端的に示す資料として特定し公開したと述べている。</p> <p>本件公開請求に対応する公文書は、関連する各種調査や検討結果の資料の中から特定されることになると思われるが、実施機関は、異議申立人に対し、本件公開請求前に、その調査結果について説明を行った上で本件公文書を特定し公開したとしており、本件処分は特段不自然、不合理とはいえない</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第75号

答 申 書

平成22年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書の公開決定において、「平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業 貯水池周辺地質調査業務委託報告書写真6. 1. 3」（以下「本件公文書」という。）を特定し、全部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成18年9月29日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム基本設計資料作成業務委託（以下「本件業務委託」という。）報告書において、「12Bo-5孔（平成12年度に実施したボーリング調査のNo.5孔の意）の鉄塔のある平坦部」（以下「平坦部」という。）を移動した地すべり地と判定し、その「川側の突き出した台地部」（以下「川側台地」という。）を不動地と判断した根拠。また、川側台地において、追加ボーリングを行うことを提案したが、実施していれば、その成果。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年10月13日に条例第12条第2項に基づき、公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成18年11月2日に本件公開請求について本件公文書を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する資料の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開された写真は、川側台地の河床付近の岩盤が不動土塊である根拠として成り立つかも知れないが、台地部全体が不動地であるという根拠とはならないものである。
- (2) 本件公文書の基になる「ルートマップ」には誤りが認められ、このような間違った資料に基づく不動地であるとの結論は、根拠がないといえる。
実施機関が、このような結論を主張するのであれば、別に根拠となる公文書が存在しなければならない。
- (3) 川側台地の崩壊地に見られる崖の地質は、平坦部の川側の崩壊地の地質とほとんど同じ土質と思われるので、ボーリング調査を実施することが適切であると実施機関に提案した。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 平坦部については、過去に地すべりを起こし、ダム貯水による影響の有無について検討の必要がある箇所としてきたが、川側台地については、河床付近の岩盤が不動土塊であることから、地すべり地ではないと判断している。

したがって、川側台地の河床付近の連続露頭の写真を本件公開請求に対応する公文書として特定し公開したものである。

- 2 「ルートマップ」とは、地表踏査によって得られた地形・地質の情報を、調査のルートに沿って地図上に記録したものである。

異議申立人の主張する「ルートマップの間違い」とは、本件業務委託に引用された平成13年度の地表踏査に係るルートマップにおいて、地図上の位置と写真の撮影位置が相違するものであり、川側台地の不動地に係る判断に影響を及ぼすようなものではない。

- 3 辰巳ダムの貯水池内における地すべり調査については、ルートマップに昭和63年度のボーリング調査箇所の表記がみられるように、長年にわたって調査、検討を行っており、また、国や独立行政法人土木研究所等にも意見を聞きながら、地すべり地と評価する箇所に関する結論を得たところである。これによると川側台地は地すべり地とはされておらず、このことについては、異議申立人に対し、資料等で説明済みである。

なお、異議申立人が提案するボーリング調査については、川側台地は不動地であると判断しており、さらに、平坦部の継続観測でも移動していることを表すものがないことから、新たなボーリング調査は必要ないと異議申立人に説明済みである。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務

が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

川側台地を不動産であると判断した根拠に関する文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の特定について

異議申立人は、実施機関が平坦部を地すべり地と判定し、隣接する川側台地を不動産と判断している根拠について公開請求したものである。

これに対し、実施機関は、これまでに実施した貯水池に係る地質調査などの各種調査や検討結果に基づき、川側台地が地すべり地に含まれないと判断し、また、異議申立人に対し本件公開請求前に現地説明や調査資料等で説明済みであり、本件請求文書の特定にあたっては、現地説明で示すことができなかつた川側台地の連続露頭の写真を、不動産であることを端的に示す資料として特定し公開したと述べている。

本件公開請求に対応する公文書は、関連する各種調査や検討結果の資料の中から特定されることになると思われるが、実施機関は、異議申立人に対し、本件公開請求前に、その調査結果について説明を行った上で本件公文書を特定し公開したとしており、本件処分は特段不自然、不合理とはいえない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、地すべり地の判断にあたっては新たなボーリング調査を行うべきであると意見を述べるが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 1 9 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○実施機関 (土木部辰巳ダム建設事務所) から理由説明書を受理した。
平成 20 年 3 月 21 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 10 月 22 日 (第 1 8 4 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 11 月 5 日 (第 1 8 5 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 11 月 27 日 (第 1 8 6 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 21 年 12 月 11 日 (第 1 8 7 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 12 月 25 日 (第 1 8 8 回審査会)	○事案の審議を行った。